

薬生食輸発0508第1号  
平成30年5月8日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成30年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

(米国産とうもろこし(爆裂種に限る。)のピリミホスメチル及びレンズ豆の2,4-D、オーストラリア産りんごジュース及び原料用りんご果汁のパツリン並びにオランダ産キャベツのペンシクロン)

標記については、平成30年3月30日付け薬生食輸発0330第2号(最終改正:平成30年4月20日付け薬生食輸発0420第1号)(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時に実施した、オーストラリア産りんごジュースの自主検査及び米国産レンズ豆のモニタリング検査において、食品衛生法違反の事例があったことから、食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、オーストラリア産りんごジュースについては、モニタリング検査の頻度を30%に引き上げ、食品衛生法違反の製造者、製造所、輸出者又は包装者に対して輸入の都度の自主検査(以下「自主検査」という。)を実施することとし、米国産レンズ豆については、自主検査を実施することから、オーストラリア産りんごジュースについては、モニタリング通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加し、米国産レンズ豆については、別表第3に下記を追加します。

また、過去一年間の検査実績を踏まえ、オランダ産キャベツのペンシクロンの項については、モニタリング通知の別表第2から削除し、米国産とうもろこし(爆裂種に限る。)のピリミホスメチルの項については、モニタリング通知の別表第3(製造者、製造所、輸出者及び包装者がGOLD MEDAL PRODUCTS CO.のものに限る。)から削除しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成30年5月8日	オーストラリア	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁	パツリン	HARVEY FRESH(1994)LTD
	米国	レンズ豆及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(2,4-D)	SPECIALTY COMMODITIES, LLC STENGEL SEED AND GRAIN CO.